

# 居宅介護支援 重要事項説明書

(令和7年6月1日現在)

## 1. 法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-337-1231 (午前9時00分～午後5時30分まで)

担当 大蔵 慎

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. 清山荘居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援の指定事業者番号およびサービス提供地域

事業者名	清山荘居宅介護支援事業所
所在地	千葉県市川市柏井町4丁目314番地
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援 (市川市1270800020号)
サービスを提供する地域	市川市、鎌ヶ谷市、松戸市、船橋市、浦安市

### (2) 事業所の職員体制

		業務内容
管理者	1名	・従業員・業務の管理
介護支援専門員	1名以上	・ケアプラン作成 ・サービス提供機関との調整 ・認定調査委託実施 ・申請書、届出書の代行・代理申請 ・給付、請求書の事務等

### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時00分～午後5時30分
その他の年間休日	国民の祝日及び12月30日から1月3日

※祝祭日及び時間外緊急等の連絡先 (24時間連絡可能)

特別養護老人ホーム清山荘 TEL: 047-337-1231

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) 要介護認定の結果通知を受け、要介護(1～5)の方は「居宅サービス計画」作成が必要となります。
- (2) 「居宅サービス計画」作成を「清山荘居宅介護支援事業所」に電話等で申し込みします。また、要介護認定の結果通知を受ける前段階でも、この計画作成を受け付けております。
- (3) この申し込みを受け、当事業所の介護支援専門員が契約手続き上の「重要事項」について説明し、お互いの合意によって、居宅介護支援の契約書を交わします。
- (4) 続いて、「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」を保険者である市町村に提出します。当事業所でも、届出書の用紙を用意してございますので、代行申請もできます。
- (5) 更に、訪問面接により、ご利用者様がどんなことで困っているのか、どのような介護サービスが必要になっているのか、ご利用者様と介護支援専門員とで明らかにし、お互いの合意を以ってサービス提供事業者※との介護サービスを調整し、「居宅サービス計画」を作成します。

(6) 作成された「居宅サービス計画」に基づき、サービス提供事業者との利用契約を締結された後に、介護サービスが開始されます。

(7) 尚、居宅介護支援サービスの開始後に医療機関に入院された場合は、当事業所名と担当の介護支援専門員名を入院先（担当医師又は医療ソーシャルワーカー等）にお伝え下さい。

※ご利用者様はケアプランに位置付けるサービス提供事業者（居宅サービス事業所）について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事もできます。

#### 4. 利用料金

##### (1) 種類

###### ① 料金

###### ア 居宅介護支援（Ⅰ i）

介護度	単位数／月
要介護度1又は2	1086
要介護度3・4・5	1411

###### イ 体制加算

加算名	単位数／月
特定事業所加算（Ⅰ）	519
特定事業所加算（Ⅱ）	421
特定事業所加算（Ⅲ）	323
特定事業所加算（A）	114
特定事業所医療介護連携加算	125

###### ウ その他の加算

加算名	単位数／月
初回加算	300
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750
退院・退所加算（Ⅲ）	900
通院時情報連携加算	50
緊急時等居宅カンファレンス加算	200
ターミナルケアマネジメント加算	400

※1 上記の「体制加算」は事業所の体制に応じて加算いたします。また、「その他の加算は、他機関との連携等の実績等に応じて加算いたします。

※2 アからウまでに掲げる算定すべき単位数の合計に、事業所の所在地による地域区分加算率（市川市：10.70）を乗じたものが利用料となります。

※3 また、法定代理受領により当社の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

※4 介護保険適用の場合でも、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦、1ヶ月あたりの利用料をお支払いいただき、指定居宅介護

支援提供証明書を発行いたします。この指定居宅介護支援提供証明書を、後日市川市など保険者である市町村の窓口に提出しますと、払い戻しを受けることができます。

② 交通費

通常業務の実施地域を越えて行う、介護支援サービスに要した交通費はその実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。

事業の実施地域を超えてから、『片道5キロメートル以上について 500円／片道』

③ 解除料

ご利用者様はいつでも契約を解除することができ、一切料金はかかりません。

④ その他

要介護認定申請代行費、記録の複写費等は、一切料金はかかりません。

(2) 支払方法

- ・料金が発生する場合は、その都度清算していただきます。
- ・お支払いいただきますと、領収書を発行します。

## 5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。 契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださいばいつでも解除できます。必要に応じて、次の居宅介護支援事業所へ情報提供を致します。

② 当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、  
非該当（自立）及び要支援1・2と認定された場合
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

以下の場合は文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。

○ご利用者様及びご家族などが当法人や当法人の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

- ・入院等特段の理由がなく、連絡や訪問、面会を拒み居宅介護支援の提供ができない場合等
- ・長時間の電話、頻繁な電話やメール、時間の拘束または時間外の面談や訪問の強要等、業務の遂行に支障を及ぼしていると判断した場合等
- ・対象範囲外のサービスや、理不尽なサービスの強要等

○ハラスメント行為を行った場合

・身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為、職員が回避し危害を免れた場合も含む  
(叩く、蹴る、手を払いのける、ひっかく、つねる、唾を吐く、服を引きちぎる、  
物を投げつける等)

・精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 (大  
声を発する、怒鳴る、脅す、威圧的な態度で文句を言い続ける、人格を否定するよ  
うな言動等)

・セクシャルハラスメント

好意的な態度の要求、性的な誘いや嫌がらせ行為 (必要なく手や腕など体を触る、  
あからさまに性的で卑猥な言動等を行う等)

## 6. 当法人の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営方針（居宅介護支援の特徴・利点）

- ① 介護保険法でいう「自立支援」「生活の質の向上」「介護者の負担軽減」を尊重し、ご利用者様の介護上の問題解決や介護サービスの希望を重視した「居宅サービス計画書」を作成し、お渡しします。
- ② 長年、積み上げてきた当法人の社会福祉事業の実績と信頼をもとに有資格者で経験豊富な介護支援専門員が安心して介護サービスが利用できる「居宅サービス計画」を作成していきます。
- ③ 介護パソコンの導入や情報ネットワークの構築により、「居宅サービス計画」を迅速かつ柔軟に作成又は見直しを行います。
- ④ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利  
用状況は「特定事業所集中減算対象サービスにかかる情報公表」のとおりです。

### (2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① ご利用者様の介護上の問題解決や介護サービスの希望を十分に明らかにしていく為に、居宅サービス計画ガイドライン（全社協方式）を活用させていただきます。
- ② 「調査票」及び「主治医意見書」の参照を了解して下さったご利用者様には、「居宅サービス計画書」を作成する上で十分に活用させていただきます。なお、ご利用者様の個人情報については「守秘義務」を遵守していきます。
- ③ 日常の電話連絡は勿論、月1回ないし隨時、訪問面接を実施して介護サービスが適切に提供され、かつサービス内容が十分満足していただいているかどうか、ご利用者様をめぐる心身または介護の状況に新たな変化がないかどうか等確認させていただき、介護サービスの調整や変更等を行っていきます。

### (3) サービス利用のために

- ① 介護支援専門員の変更を希望される方は相談窓口に申し出てください。
- ② 介護支援専門員の知識・技術等の向上を図るために、年間研修計画に基づき定期的に研修会を実施すると共に、外部研修会にも積極的に参加します。

③ 代行申請にかかる費用や解除料金、並びに記録の複写物にかかる実費などの料金は一切かかりません。

## 7. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。また、事業所の責めに帰すべき事由による賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 8. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用されている方々の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技能の向上に努めます。
- (3) 虐待防止担当者を設置し、職員が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる態勢を整えるほか、職員がサービスを利用されている方々の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

＜虐待防止体制＞

虐待防止受付担当者	施設長 木村 保裕
虐待防止受付窓口（連絡先）	TEL 047（337）1231 FAX 047（337）6800

## 9. サービス内容に関する苦情処理体制について

サービスに関する相談、要望、苦情等について受け付けます。

### ① 当事業者お客様相談・苦情担当

- 苦情受付担当者：大蔵 慎
- 苦情解決責任者：木村 保裕
- 第三者委員：進藤 幸男、久世 啓子

### ② 法人相談・苦情受付等

社会福祉法人 慶美会 お客様サービス係（特別養護老人ホーム「清山荘」内）

電話：047-337-1231（受付時間：月～金曜日 9時00分～17時00分）

当法人以外に、市町村の介護保険担当窓口、地域包括支援センターや千葉県国民健康保険団体連合会でも苦情を伝えることができます。

市町村名	市川市	介護保険課	（電話047-334-1111）
	鎌ヶ谷市	高齢者支援課	（電話047-445-1380）
	松戸市	介護保険課	（電話047-366-7370）
	船橋市	介護保険課	（電話047-436-2302）
	浦安市	介護保険課	（電話047-712-6403）
千葉県国民健康保険団体連合会	：	苦情処理係	（電話043-254-7428）

## 10. 当法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 慶美会
代表者役職・氏名	理事長 桑原経子
法人所在地・電話番号	千葉県市川市柏井町4丁目314番地 電話047-337-1231、FAX047-337-6800 ホームページ care-net.biz/12/keibikai/

定款の目的に定めた事業	1 第1種社会福祉事業
	2 第2種社会福祉事業
	3 公益事業
営業所数等	居宅介護支援 4ヶ所
	訪問介護 2ヶ所
	訪問入浴介護 1ヶ所
	通所介護 6ヶ所
	認知症対応型通所介護 6ヶ所
	短期入所生活介護 7ヶ所
	介護老人福祉施設 7ヶ所
	ケアハウス 2ヶ所
	地域包括支援センター 9ヶ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

法人・事業者

(事業者名) 清山荘居宅介護支援事業所 市川市1270800020号

(事業者所在地) 千葉県市川市柏井町4丁目314番地

(法人名) 社会福祉法人 慶美会

(法人所在地) 千葉県市川市柏井町4丁目314番地

(代表者名) 理事長 桑原 経子 印

(説明者) 所属 清山荘居宅介護支援事業所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

(利用者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 ( \_\_\_\_\_ )